

## 令和2年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和2年3月27日（金） 午後2時から午後4時20分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

### 【教育委員】

委 員	金井 裕之
委 員	宮川 直子
委 員	湯本 見千子
委 員	中島 卯

### 【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	戸塚 政明
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	石田 典久
文化財保護課長	齊藤 勝彦
体育課長	山村 俊幸

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、年度末のお忙しいところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後の会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和2年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略いたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

特に無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。新型コロナウイルスの影響で、3月に入ってからは、中止や延期となった会議や行事が数多くあり、先ほどは主だったものを中心に報告をさせていただきました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、

お願いいいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」は、教職員の人事に関する案件です。「議案第21号」は、個人情報が含まれる案件です。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適當であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」と「議案第21号」については、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

\* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。「報告第2号、第3号」と「議案第21号」は非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、報告案件に入ります。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、事務局より説明をお願いいたします。

◇ 総務課長

\* 報告第1号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

質疑は無いようですので、報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

報告第1号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、承認をされました。  
続いて、議案に入ります。

議案第5号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

説明いたします。

\* 「議案第5号」を読み上げた後、

この規則は、教育委員会の組織や事務分掌などを定めているものです。新年度から市役所組織の機構改革が行われ、教育委員会事務局に関しては、体育課が「スポーツ課」という名称に変わります。また、地方公務員法と地方自治法の一部改正を受けて、この規則に関して所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第5号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第5号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第5号 安中市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 安中市教育委員会事務局等処務規程及び安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

説明いたします。

\* 「議案第6号」を読み上げた後、

先ほどの説明と重複しますが、この訓令についても、新年度から市役所組織の機構改革が行われ、体育課が「スポーツ課」という名称に変わることを受けて、所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この訓令の一部改正の施行日は、本年4月1日からいたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。この改正では、課名の変更に伴って公印も変えるということです。

議案第6号 安中市教育委員会事務局等処務規程及び安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第6号 安中市教育委員会事務局等処務規程及び安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第6号 安中市教育委員会事務局等処務規程及び安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

説明いたします。

\* 「議案第7号」を読み上げた後、

議案第5号の説明の中でも触れましたが、この規則の一部改正も、地方公務員法と地方自治法の一部改正を受けて、所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第7号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第7号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第7号 安中市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明をいたします。

\* 「議案第8号」を読み上げた後、

いわゆる給特法といわれる法律が改正され、県の条例に基づき、このたびこの規則を定めるものです。

この規則のポイントですが、第2条第1項では、教育職員の時間外在校等時間の上限について、1カ月の合計時間は45時間、1年の合計時間は360時間とします。同条第2項では、児童生徒に関して突発的に対応をせざるをえない状況があったとしても、1カ月の合計時間は100時間、1年の合計時間は720時間とします。加えて、教育職員の時間外在校等時間の上限に関し、詳細に規定をしています。

この規則の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。教育職員の働き方改革に関わることを規則の形で制定するものです。

議案第8号 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

先生方の勤務時間は、どのように把握をされているのですか。

◇ 学校教育課長

先生方が使用しているパソコン電源のオン、オフで把握をしています。

◆ 中島委員

このように規則として定めるわけですから、上限時間を超えている場合には指導を行っていくのですか。

◇ 学校教育課長

上限時間の超過があまりにも改善されてこないようであれば、指導を行うことも検討していくことになるかと思います。

◆ 宮川委員

この上限の時間と業務の持ち帰りとの関連については、いかがですか。

◇ 教育部長

規則と現場の実態とが一致していないところもあるかと思いますが、規則の規定に近づけていく努力をし、学校現場の働き方改革を進めていきたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

◆ 金井委員

今般の新型コロナウイルスに関する対応は、先の状況がまだわかりませんから、学校の現場もそうですし、事務局も体調管理には気を付けてもらいたいと思います。

◇ 竹内教育長

このたび制定する規則では罰則の規定はありませんが、学校現場の働き方改革を進めていくうえでは指導の対象にもしていかなければならないのかな、と思っています。

◆ 中島委員

規則として定め、この上限時間を守っていこうという意識を持っていってもらいたいと思います。

◇ 竹内教育長

いろいろなご質問やご意見をいただきました。これらも踏まえまして、議案第8号 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第8号 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの一部改正について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長  
説明いたします。

\* 「議案第9号」を読み上げた後、

教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、「国の上限ガイドライン」が「国指針」となり、国、県の状況に合わせて市のガイドラインも改正をするものであります。

資料次ページをご覧ください。

\* 資料に沿って改正する箇所を説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第9号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの一部改正について、質疑がありましたら、お願ひします。

◆ 宮川委員

ガイドラインの「第3 勤務時間等の記録」の「2 勤務時間の記録方法」のところで、その記録を3年間保存する、とあります。3年間とする根拠は何ですか。

◇ 教育部長

公務災害が生じた場合等において重要な記録となりますから、単年ではなく、複数年の記録を保存する、それが3年間ということなのかな、と承知しています。

◆ 中島委員

「第6 留意事項」のところで、先生方の業務の持ち帰りを行わないよう取組を進めることと示されています。現場の実態に照らしていかがですか。

◇ 学校教育課長

現実的には難しさもあると思いますが、これまで進めてきた業務の効率化と業務改善の取組をさらに強化、改善を図り、持ち帰り業務「ゼロ」を目指してまいりたいと思います。

◇ 竹内教育長

それでは、議案第9号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの一部改正について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第9号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの一部改正について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

説明いたします。

\* 「議案第10号」を読み上げた後、

このたびの改正は、市の給食費の値上げに応じて行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第10号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第10号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第10号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

説明いたします。

\* 「議案第11号」を読み上げ、資料に沿って説明をした後、

この規則の施行日は、本年4月1日からといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 安中市社会教育指導員設置等に関する規則及び安中市生涯学習指導員設置等に関する規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の石田です。それでは説明いたします。

\* 「議案第12号」を読み上げた後、

本年4月1日より非常勤で勤務する職員が「会計年度任用職員」となることを受けて所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からといたします。  
説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第12号 安中市社会教育指導員設置等に関する規則及び安中市生涯学習指導員設置等に関する規則の一部改正について、質疑がありましたら、お願ひします。

◆ 宮川委員

安中市生涯学習指導員設置等に関する規則第2条で、

- ・ 連絡区長から推薦された者
  - ・ 地域に信望があり、かつ、生涯学習に関する学識経験を有する者
- という規定が削除されています。今回の改正で削除する理由は何ですか。

◇ 生涯学習課長

生涯学習指導員は市の会計年度任用職員に位置付けられ、その採用は公募を基本とします。これまでの規定がそぐわなくなることから、削除することとしました。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第12号 安中市社会教育指導員設置等に関する規則及び安中市生涯学習指導員設置等に関する規則の一部改正について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第12号 安中市社会教育指導員設置等に関する規則及び安中市生涯学習指導員設置等に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 安中市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 体育課長

体育課長の山村です。それでは説明いたします。

\* 「議案第13号」を読み上げた後、

これまでの説明の中でも出てまいりましたが、新年度から体育課が「スポーツ課」という名称に変わることを受けて、所要の改正を行うものです。

\* 会議資料の新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の一部改正の施行日は、本年4月1日からいたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第13号 安中市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第13号 安中市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号 安中市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 安中市社会教育指導員の任命について、事務局より説明を

お願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第14号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

【社会教育指導員】

- ・ 田村 利幸
- ・ 三浦 一彦
- ・ 畑 光代

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第14号 安中市社会教育指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第14号 安中市社会教育指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第14号 安中市社会教育指導員の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 安中市青少年指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第15号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

**【青少年指導員】**

- ・ 萩原 孝志

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第15号 安中市青少年指導員の任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第15号 安中市青少年指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第15号 安中市青少年指導員の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 安中市公民館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第16号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

**【公民館長】**

- ・ 安中 須藤 朗
- ・ 原市 竹内 克美
- ・ 磯部 佐藤 輝男
- ・ 東横野 萩原 由子
- ・ 岩野谷 小板橋 利明
- ・ 板鼻 田中 秀雄
- ・ 秋間 嶋田 一弘

- ・ 後閑 佐俣 信之
- ・ 松井田 黒田 修二

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第16号 安中市公民館長の任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第16号 安中市公民館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第16号 安中市公民館長の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 安中市生涯学習指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第17号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

**【生涯学習指導員】**

- |          |        |
|----------|--------|
| ・ 松井田・新堀 | 田村 仁   |
| ・ 臼井     | 猿谷 登紀江 |
| ・ 坂本・入牧  | 佐藤 秀子  |
| ・ 西横野    | 櫻井 和江  |
| ・ 九十九    | 神戸 友子  |
| ・ 細野     | 萩原 百恵  |

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第17号 安中市生涯学習指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第17号 安中市生涯学習指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第17号 安中市生涯学習指導員の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 安中市文化センター所長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第18号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

【文化センター所長】

・ 田村 武志

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第18号 安中市文化センター所長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第18号 安中市文化センター所長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号 安中市文化センター所長の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 安中市松井田文化会館館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第19号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

【松井田文化会館館長】

・ 黒田 修二

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第19号 安中市松井田文化会館館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第19号 安中市松井田文化会館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第19号 安中市松井田文化会館館長の任命について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 安中市図書館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

\* 「議案第20号」及び議案書中に記載された表を読み上げた後、

【図書館長】

- ・ 安中 田村 武志
- ・ 松井田 黒田 修二

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第20号 安中市図書館長の任命について、質疑がありましたら、お願ひします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第20号 安中市図書館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第20号 安中市図書館長の任命について、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これから議件は非公開としますので、よろしくお願ひいたします。

また、教育部長と学校教育課長以外の事務局職員は退席願います。

\* 教育部長と学校教育課長以外の事務局職員が退席した。

### **非公開議件**

= 報告第2号 県費負担教職員の指導措置について =

= 報告第3号 令和元年度末県費負担教職員人事の内申について =

= 議案第21号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について【追加】 =

\* ここで、退室していた事務局職員が入室した。

#### ◇ 竹内教育長

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

\* 教育部長が、次の説明を行った。

- ・ 令和2年第1回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について
- ・ 新型コロナウイルスに係る対応経過と学校の休業、再開に係る経過・検討等について

\* 総務課長が、5月期定例会の開会時刻、会場の変更について、説明を行った。

\* 学校教育課長が、令和元年度第4回安中市立小中学校適正規模及び配置に関する審議会の会議経過について、説明を行った。

\* 文化財保護課長が、次の説明、案内を行った。

- ・ 「碓氷第17隧道」内壁の落書きに係るその後の経過について
- ・ 4月以降の当面する催事について

\* 体育課長が、新型コロナウイルスの感染拡大防止と関連して第46回安政遠足、前夜祭の取扱いについて、説明を行った。

#### ◇ 竹内教育長

それでは、以上で、令和2年安中市教育委員会 3月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

#### ◇ 総務課長

皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

#### ◆ 令和2年4月期定例会

- ・ 日時 4月21日（火）午後2時から

- ・ 場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。